

物 件 調 書

～～ はじめにお読みください ～～

- 物件調書は、応募者が売却物件の概要を把握するための参考資料です。
- 売却物件は、必ず応募者ご自身で、現地を確認してください。また、関係法による諸規制の調査確認を行ってください（現地説明会はありません）。
- 現地確認のために売却物件に立ち入る際は、周辺の土地に踏み入らないよう、十分注意をしてください。
また、売却物件が一時貸付中の場合は、現地に置かれているものに触れないよう、十分注意をしてください。
裾野市は立入りの際に生じた問題に関し一切の責任を負いません。
- 現物（現状）と公示数量が符合しない場合や、隣地地権者とのトラブル等が生じた場合でも、これらを理由として契約の締結を拒み、又は契約を解除することはできません。
- 売却物件は現状有姿での引渡しになります。本調書記載の有無にかかわらず、契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの一切を含み、越境物、工作物等を含めて、あるがままのかたちにて、物件を引き渡します。
なお、市有地売却の看板、木製A型バリケード（裾野市名入り）がある場合は、裾野市で撤去します。
- 売却物件に関わる土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて買受人の責任において行ってください。
- 土壌汚染調査、地盤調査、地下埋設物・越境物の調査は行っていません。必要な場合は、買受人が所有権移転後に、ご自身の費用負担と責任で行ってください。
また、所有権移転後の調査の結果、土壌汚染、地盤改良の必要性、地下埋設物・越境物が見つかった場合でも、原則として裾野市は責任を負いません。